

岐阜県「県産品愛用推進宣言の店」制度実施要領

(目的)

第1条 本県には、地域の文化・風土・歴史と伝統に深く根ざした優れた県産品が多数存在する。

こうした地域で生産される県産品の利用（以下「県産品愛用」という。）を拡大することは県内産業の活性化、雇用機会の増大などに大きく貢献する。

県産品の愛用をすすめるためには、県産品を積極的に利用又は販売する店舗を広く紹介することが必要である。

このため、県産品愛用に取り組んでおり、今後も積極的かつ計画的に推進していく旨を自ら宣言した飲食又は販売を行う店舗を「県産品愛用推進宣言の店」として指定し、その活動を支援することにより、県民と協働して県産品の利用拡大に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「県産品」とは、県内で生産、製造又は加工（全部又は一部）された商品をいう。

(指定対象店舗)

第3条 「県産品愛用推進宣言の店」として指定の対象とする店舗は、より多くの県産品の利用を拡大する観点から、総合的かつ多品目の商品を取り扱う次の県内および県外（県内に本社又は本店のある事業者に限る）店舗とする。

(1) 飲食の部

飲食店、ホテル・旅館等の飲食部門

(2) 食品製造販売の部

パン製造販売店、菓子類製造販売店、仕出し・弁当製造販売店等

(3) 販売の部

百貨店、総合スーパー、食料品スーパー

(支援の内容)

第4条 指定した店舗（以下「指定店」という。）に対する支援は、次のとおりとする。

(1) 名板の贈呈

(2) 各種広報媒体等を活用した紹介

(3) その他必要な支援

(指定の申請)

第5条 指定の申請は、次によるものとする。

(1) 指定を受けようとする店舗は、「県産品愛用推進宣言の店」指定申請書（以下「指定申請書」という。）（別記第1号様式）によるものとする。

(2) 指定申請書は、県産品流通支援課長に提出するものとする。

(3) 指定申請書の受付は、毎年9月30日までとする。

(申請の要件)

第6条 前条の指定申請を行う店舗は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 共通事項

県産品愛用に取り組んでおり、今後も「県産品愛用推進宣言の店」として県産品愛用に積極的かつ計画的に取り組む旨を書面により宣言すること。

(2) 飲食の部

ア 必須項目一年間を通じ県産の米、小麦、そばのいずれかを愛用すること。

イ 選択項目アを除いた県産品の愛用等について、別表1の項目の内4項目以上該当すること。

(3) 食品製造販売の部

ア 年間を通じ県産の米（粉）、小麦（粉）、そば（粉）のいずれかを愛用すること。

イ アを除いた県産品の愛用等について、別表1の項目の内1、2及び5のすべてに該当すること。

ただし、別表1の内1、2に該当する食材を使用していない場合は、別表1の内5に該当すること。

(4) 販売の部

- ア 年間を通じて県産品コーナーを設置又は県産品を積極的に取り扱っている旨を表示すること。
- イ 年間を通じて50品目以上の県産品を取り扱うこと。

(現地調査)

第7条 県は、指定申請のあった店舗の県産品の愛用状況等を現地調査し、現地調査報告書（別記第2号様式）を作成するものとする。

ただし、県外店舗においては、領収証等の証拠書類の確認をもって現地調査に代えることができる。

(意見の聴取)

第8条 県は、「県産品愛用推進宣言の店」を指定しようとするときは、別表2に定める団体の意見を聴くものとする。

(指定の決定)

第9条 県は、指定店を決定したときは、申請者に「県産品愛用推進宣言の店」指定通知書（別記第3号様式）を交付するとともに、名板（別記第4号様式）を贈呈するものとする。

(指定台帳)

第10条 県は、指定店を指定台帳（別記第5号様式）に登載するものとする。

(指定店の責務)

第11条 指定店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 県産品に関する情報を消費者に対し積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること。
 - (2) 第9条に定める名板を店舗（施設）内に掲示すること。
- 2 指定店と消費者との間において、表示に係わる問題が生じた場合は、当該指定店がその責を負うものとする。

(指定店の辞退)

第12条 指定店は、指定を辞退する場合は、指定辞退届出書（別記第6号様式）を県産品流通支援課長に提出するものとする。

(活動調査)

第13条 県は、指定店の活動状況を把握するため、活動調査票（別記第7号様式）により調査を実施することができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成14年7月12日から施行する。

附 則

- この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年7月2日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年5月13日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年4月18日から施行する。
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成28年5月10日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

項目	条 件 の 内 容
1	<ul style="list-style-type: none"> 提供していく食材のうち、米(粉)、小麦(粉)、そば(粉)以外の常時供給できる食材、調味料等について積極的に愛用していく。 (例 牛乳、味噌、豆腐、ハム、牛肉、豚肉、鶏肉、卵、ドレッシング等)
2	<ul style="list-style-type: none"> 提供していく食材のうち、野菜、果物等の旬のものについて積極的に愛用していく。 (例 イチゴ、キャベツ、キュウリ、大根、ネギ、ピーマン、トマト、ほうれん草、ニンジン、白菜、スイカ等)
3	<ul style="list-style-type: none"> ミネラルウォーター、アルコール類等の飲料について積極的に愛用していく。 (例 ジュース、お茶、日本酒、ビール、焼酎、ワイン等)
4	<ul style="list-style-type: none"> 客用の食器類、調度品等について積極的に愛用していく。 (例 皿、椀、箸、フォーク、ナイフ、コップ、湯のみ、机、椅子、畳等)
5	<ul style="list-style-type: none"> その他、独自の工夫をし、県産品の愛用について積極的に努力していく。 (例 愛用素材の表示等により、消費者に県産品の愛用について 明確化する等)

別表2 (第8条関係)

岐阜県商工会議所連合会
 岐阜県商工会連合会
 岐阜県食品産業協議会
 岐阜県農業協同組合中央会
 岐阜県森林組合連合会
 岐阜県食生活改善推進員協議会

(別記第1号様式)

年 月 日

岐阜県知事様

申請者

住所

氏名

(個人にあっては、代表者)

電話番号

FAX番号

「県産品愛用推進宣言の店」指定申請書

当店舗は県産品愛用推進を宣言し、「県産品愛用推進宣言の店」として今後下記のとおり県産品愛用に取り組みます。

については、岐阜県「県産品愛用推進宣言の店」制度実施要領第5条に基づき、指定を申請します。

記

1 指定申請店舗

店舗名	
店舗の所在地	〒 ー
店舗の電話番号	
営業時間	定休日 ()
駐車場	有 (台) ・ 無
店舗の区分	飲食の部 ・ 食品製造販売の部 ・ 販売の部

2 県産品愛用推進宣言

(1) 自らの責任において積極的かつ計画的に県産品の愛用に努めます。

(2) 県産品に関する情報を消費者に対し積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めます。

3 県産品愛用の計画

(1) 飲食の部 ・ 食品製造販売の部

ア 県産の米(粉)、小麦(粉)、そば(粉)のいずれかの愛用の計画

愛用していく品目名	品目数

イ アを除いた県産品の愛用等の計画

項目	区分等	愛用していく品目名	品目数
1	提供していく食材のうち、米(粉)、小麦(粉)、そば(粉)以外の常時供給できる食材、調味料等について積極的に愛用していく。		
2	提供していく食材のうち、野菜、果物等の旬のものについて積極的に愛用していく。		
3	ミネラルウォーター、アルコール類等の飲料について積極的に愛用していく。		
4	客用の食器類、調度品等について積極的に愛用していく。		
5	その他、独自の工夫をし、県産品の愛用について積極的に努力していく。	(工夫の内容)	

- (注) ・項目2の品目については、品目名の後に取扱予定月を記載すること。
 (例 トマト [5月～7月])
 ・該当する指定対象店舗区分に○印で囲むこと。

(2) 販売の部

ア 県産品コーナーの設置又は県産品を積極的に愛用している旨の表示内容

内 容

(注) 状況の分かる写真、見取り図等を添付すること

イ 県産品の取扱品目

愛用していく品目名		品目数
生鮮食品(常時供給できるもの)		
生鮮食品(旬に供給できるもの)		
加工食品		
その他		
合 計		

(注) 生鮮食品(旬に供給できるもの)については、品目名の後に取扱予定月を記載すること。
(例 トマト〔5月～7月〕)

(3) その他県産品愛用について消費者との信頼関係を高めるための独自の取り組み等

(該当事項があれば記載)

4 現地調査（現物確認等）の日程

[営業日 ・ 定休日] の [午前 ・ 午後] _____ 時頃を希望します。

※現地調査は10月以降に実施予定。調査時間は20～30分程度です。

5 その他

(1) ホームページアドレス（該当があれば記載）

http:// _____

(2) Eメールアドレス（該当があれば記載）

E-mail: _____

(別記第2号様式)

「県産品愛用推進宣言の店」現地調査報告書

店 舗 名		調 査 者	
店舗の区分		調査年月日	

県産品愛用の状況

○飲食の部 ・ 食品製造販売の部

項 目	申請内容		現地調査結果	
	愛用していく品目名	品目数	愛用されていた品目名	品目数
県産の米(粉)、小麦(粉)、そば(粉)のいずれかの愛用				
提供していく食材のうち、米(粉)、小麦(粉)、そば(粉)以外の常時供給できる食材、調味料等の愛用				
提供していく食材のうち、野菜、果物等の旬のものの愛用				
ミネラルウォーター、アルコール類等の飲料の愛用				
客用の食器類、調度品等の愛用				
その他、独自の工夫等、県産品の愛用について取り組み				

(注) ・ 該当する指定要件区分に○印で囲むこと。
・ 該当する指定対象店舗区分に○印で囲むこと。

○販売の部

項 目	内 容
県産品コーナーの設置 又は県産品を積極的に 愛用している旨の表示	

(注) 状況の分かる写真、見取り図等を添付すること

項 目	申 請 内 容		現地調査結果	
	愛用していく品目名	品目数	愛用されていた品目名	品目数
県産品の 取扱品目	生鮮食品 (常時供給 できる もの)			
	生鮮食品 (旬に供給 できる もの)			
	加工食品			
	その他			
	合 計			

県産品愛用について消費者との信頼関係を高めるための独自の取り組み等

(該当事項があれば記載)

(別記第3号様式)

「県産品愛用推進宣言の店」指定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、岐阜県「県産品愛用推進宣言の店」制度実施要領第9条の規定により、「県産品愛用推進宣言の店」として指定しましたので通知します。

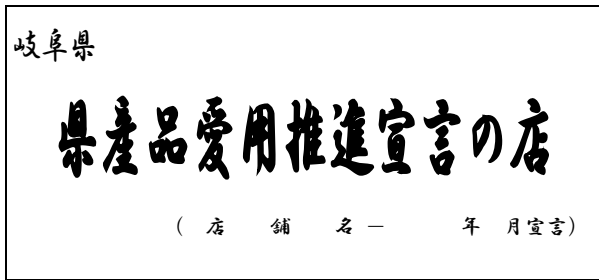
なお、今後の活動にあたっては同要領第11条を遵守願います。

記

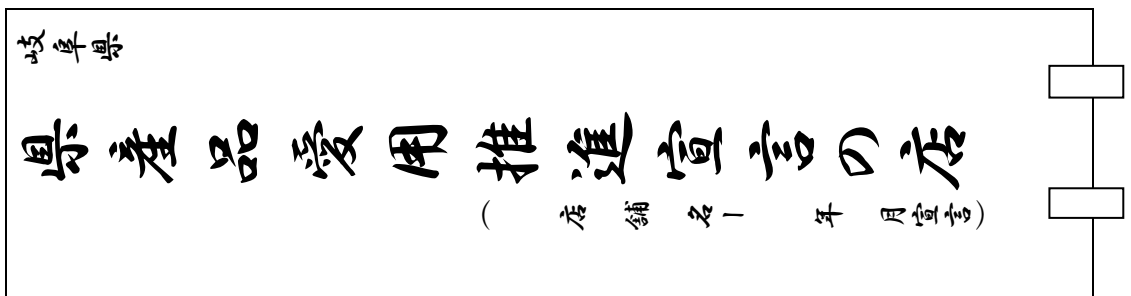
項目	内容
指定年月日	
店舗名	
店舗の所在地	
店舗の区分	

(別記第4号様式)

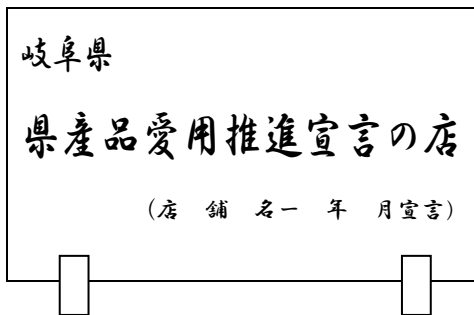
○壁掛け横型 (縦25cm×横50cm)



○縦置き型 (縦110cm×横28cm)



○横置き型 (縦25cm×横35cm)



○吊下げ型 (縦20cm×横50cm)



(別記第5号様式)

「県産品愛用推進宣言の店」指定台帳

(飲食の部・食品製造販売の部)

整理番号	指定年月日	申請者名	店舗名	愛用計画の内容							備考	
		申請者住所	店舗所在地	区分	米(粉)、小麦(粉)、そば(粉)	常時供給される食材、調味料等	旬に供給される食材	アルコール等飲料	食器・調度品等	独自の愛用の工夫		
				品目名								
				品目数								

※・整理番号は、飲 ○○ (西暦の下2桁) ○○ (一連番号) とする。 (例 飲0201)

・該当する指定対象店舗区分に○印で囲むこと。

(販売の部)

整理番号	指定年月日	申請者名	店舗名	県産品コーナーの設置 又は県産品を積極的に 愛用している旨の表示 方法	県産品取り扱い品目の内容			備考
		申請者住所	店舗の所在地		内容	品目名	品目数	
					生鮮食品 (常時供給できるもの)			
					生鮮食品 (旬に供給できるもの)			
					加工食品			
					その他			
					合計			

※整理番号は、販 ○○ (西暦の下2桁) ○○ (一連番号) とする。 (例 販0201)

(別記第6号様式)

年 月 日

岐阜県知事様

届出者

住所

氏名

(団体又は法人にあつては、代表者名)

電話番号

FAX番号

「県産品愛用推進宣言の店」指定辞退届出書

「県産品愛用推進宣言の店」の指定を辞退したいので、岐阜県「県産品愛用推進宣言の店」制度実施要領第12条に基づき、提出します。

記

項目	内容
指定年月日	
店舗名	
店舗の区分	
住所	
辞退の理由	

(別記第7号様式)

「県産品愛用推進宣言の店」活動調査票

営業状況	営業中 ・ 休業中 ・ 閉店
------	----------------

(注) 該当する状況区分に○印で囲むこと。

店舗名		調査者	
店舗の区分		調査年月日	
名板設置場所			

県産品愛用の状況

○飲食の部・食品製造販売の部

項目	申請内容	活動状況結果	指定要件
	愛用していく品目数	愛用されていた品目数	
県産の米、小麦、そばのいずれかの愛用			適・否
提供していく食材のうち、米、小麦、そば以外の常時供給できる食材、調味料等の愛用			適・否
提供していく食材のうち、野菜、果物等の旬のものの愛用			適・否
ミネラルウォーター、アルコール類等の飲料の愛用			適・否
客用の食器類、調度品等の愛用			適・否
その他、独自の工夫等、県産品の愛用について取り組み			適・否

(注)・該当する指定対象店舗区分に○印で囲むこと。

・該当する指定要件区分に○印で囲むこと。

○販売の部

項 目	内 容
県産品コーナーの設置 又は県産品を積極的に 愛用している旨の表示	

項 目	申請内容	活動状況結果	指定要件
	愛用していく品目数	愛用されていた品目数	
県産品の 取扱品目	生鮮食品 (常時供給で きるもの)		適・否
	生鮮食品 (旬に供給で きるもの)		
	加工食品		
	そ の 他		
	合 計		

(注) 該当する指定要件区分に○印で囲むこと。

その他気づいたこと

(該当事項があれば記載)
